

2020 年 4 月 27 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
杉 浦 信 吾

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2020 年 2 月末現在	資本金	490,000,000 円
	発行可能株式総数	39,200 株
	発行済株式総数	9,800 株

- 過去 5 年間ににおける主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構 (2020 年 2 月末現在)

① 経営体制

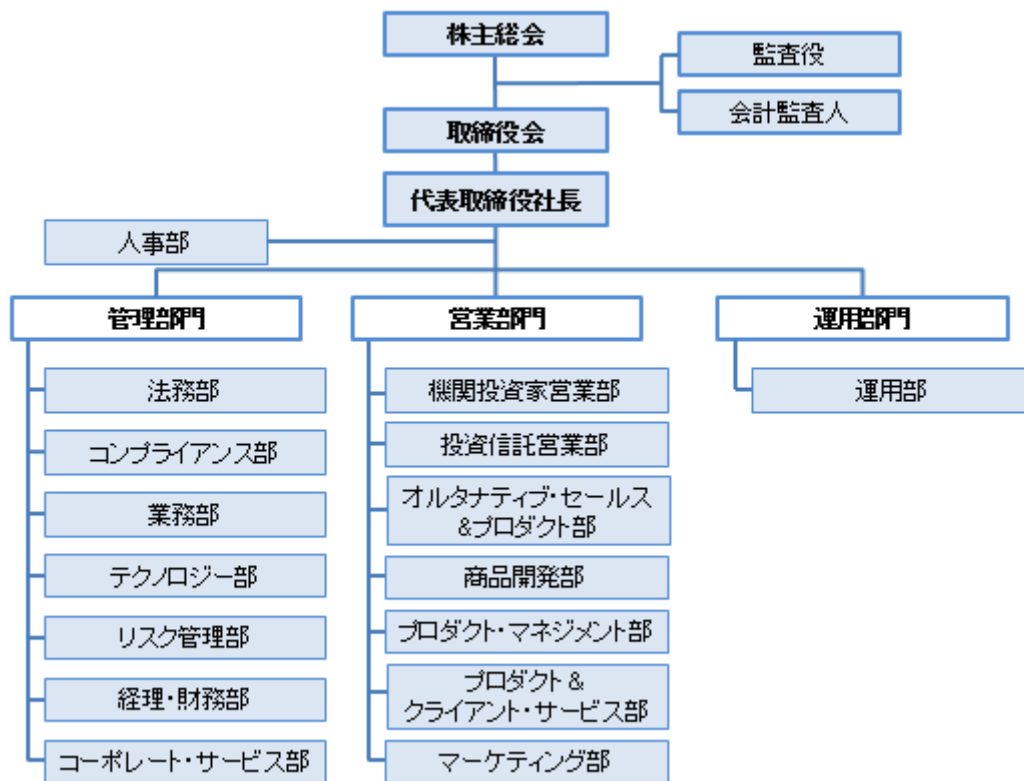
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15 名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役 1 名以上を選任し、うち 1 名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも 3 日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の 1 名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

※委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



② 投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによる企業リサーチ、マーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議等の運用会議を経て決定されます。
Do (実行)	各運用チームのファンドマネジャーは、運用会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	プロダクト担当は月次で Aladdin システムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認を行います。このプロセスは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー(株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催)で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。

2. 事業の内容及び営業の概況

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

2020年2月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額 (円)
追加型株式投資信託	53	673,421,221,902

3. 委託会社等の経理状況

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第28期 (2018年12月31日)	第29期 (2019年12月31日)
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金	1,662,090	1,345,979
前払費用	52,367	62,562
貸付金	*2 1,500,000	1,010,000
未収入金	*2 236,713	207,801
未収委託者報酬	705,207	639,271
未収運用受託報酬	1,490,494	1,013,562
未収還付法人税等	-	67,568
未収還付消費税等	-	49,534
その他の流動資産	31	-
流 動 資 産 合 計	5,646,905	4,396,281
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建物附属設備(純額)	*1 17,324	13,588
器具備品(純額)	*1 53,945	37,863
有形固定資産合計	71,269	51,451
無 形 固 定 資 産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	7,068	2,323
無形固定資産合計	10,768	6,022
投資その他の資産		
投資有価証券	8,242	-
長期差入保証金	247,398	248,310
繰延税金資産	1,065,191	946,117
投資その他の資産合計	1,320,832	1,194,428
固 定 資 産 合 計	1,402,870	1,251,902
資 産 合 計	7,049,775	5,648,183

(単位：千円)

	第 28 期 (2018 年 12 月 31 日)	第 29 期 (2019 年 12 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	51,774	51,958
未払金		
未払収益分配金	25	-
未払償還金	4,161	-
未払手数料	193,667	181,987
その他未払金	*2 1,777,995	1,666,506
未払費用	67,452	76,786
未払法人税等	337,567	-
未払消費税等	57,096	-
流動負債合計	2,489,740	1,977,239
固定負債		
長期未払金	*2 632,083	542,551
長期未払費用	7,167	5,730
退職給付引当金	905,285	840,311
役員退職慰労引当金	9,500	14,773
資産除去債務	91,375	55,952
固定負債合計	1,645,411	1,459,318
負債合計	4,135,152	3,436,558
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,925,057	1,221,625
利益剰余金合計	1,925,057	1,221,625
株主資本合計	2,915,057	2,211,625

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 433	-
評価・換算差額等合計	△ 433	-
純資産合計	2,914,623	2,211,625
負債純資産合計	7,049,775	5,648,183

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第28期	第29期
	自 2018年 1月 1日 至 2018年 12月 31日	自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日
営業収益		
委託者報酬	3,095,865	2,711,007
運用受託報酬	5,855,881	3,914,289
その他営業収益	2,759,091	2,216,257
営業収益計	11,710,839	8,841,553
営業費用		
支払手数料	931,610	807,843
広告宣伝費	102,158	105,904
公告費	1,080	1,080
調査費		
調査費	207,669	217,840
委託調査費	2,275,623	1,473,096
図書費	1,503	3,000
事務委託費	320,220	298,912
営業雑経費		
通信費	26,775	18,610
印刷費	8,978	7,266
協会費	13,080	13,722
諸会費	2,663	5,238
営業費用計	*1 3,891,365	2,952,515
一般管理費		
給料		
役員報酬	298,836	209,369
給料・手当	1,554,122	1,501,295
賞与	902,601	748,730
交際費	10,855	8,807
旅費交通費	65,692	63,033
租税公課	72,533	48,865
不動産賃借料	245,615	249,794
退職給付費用	136,621	130,479
役員退職慰労引当金繰入	10,493	5,273
法定福利費	201,222	191,334

固定資産減価償却費	43,099	△ 9,311
諸経費	1,648,546	1,489,533
一般管理費計	*1 5,190,241	4,637,206
営業利益 (△営業損失)	2,629,232	1,251,831
営業外収益		
受取利息	933	463
受取配当金	15	15
有価証券売却益	-	70
為替差益	23,763	-
時効償還金	9,900	4,186
雑益	12,876	2,055
営業外収益計	47,489	6,790
営業外費用		
有価証券売却損	57	-
為替差損	-	10,117
雑損失	231	1,438
営業外費用計	288	11,555
経常利益 (△経常損失)	2,676,434	1,247,065
特別損失		
割増退職金等	36,780	61,497
固定資産除却損	84	1,103
特別損失計	36,864	62,601
税引前当期純利益	2,639,569	1,184,464
法人税、住民税及び事業税	777,686	298,822
法人税等調整額	92,140	119,074
法人税等合計	869,827	417,897
当期純利益 (△当期純損失)	1,769,741	766,567

(3) 株主資本等変動計算書

第28期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
			資本 準備金			
当期首残高	490,000	500,000	2,115,315	3,105,315	△ 11	3,105,303
当期変動額						
剰余金の配当			△1,960,000	△1,960,000		△ 1,960,000
当期純利益			1,769,741	1,769,741		1,769,741
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△ 421	△ 421
当期変動額合計	-	-	△190,258	△190,258	△ 421	△ 190,679
当期末残高	490,000	500,000	1,925,057	2,915,057	△ 433	2,914,623

第29期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
			資本 準備金			
当期首残高	490,000	500,000	1,925,057	2,915,057	△ 433	2,914,623
当期変動額						
剰余金の配当			△ 1,470,000	△ 1,470,000		△ 1,470,000
当期純利益			766,567	766,567		766,567
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					433	433
当期変動額合計	-	-	△ 703,432	△ 703,432	433	△ 702,998
当期末残高	490,000	500,000	1,221,625	2,211,625	-	2,211,625

重要な会計方針

項 目	第 29 期 自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(会計上の見積りの変更)

当事業年度において、当社の本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、入居時の使用見込期間である 10 年を経過したことに伴い、今後の使用見込期間を 10 年と想定して再見積りを行いました。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ 36,531 千円増加しております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表関係)

第 28 期 2018 年 12 月 31 日現在	第 29 期 2019 年 12 月 31 日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 162,740 千円 器具備品 184,784 千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 166,477 千円 器具備品 155,860 千円
*2 関係会社項目 貸付金 1,500,000 千円 未収入金 236,713 千円 その他未払金 182,425 千円 長期未払金 182,671 千円	*2 関係会社項目 貸付金 1,010,000 千円 未収入金 188,277 千円 その他未払金 402,213 千円 長期未払金 150,568 千円

(損益計算書関係)

第 28 期 自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日	第 29 期 自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日
*1 関係会社項目 営業収益 5,170,103 千円 営業費用 2,299,674 千円 一般管理費 1,529,054 千円	*1 関係会社項目 営業収益 3,974,381 千円 営業費用 1,490,287 千円 一般管理費 1,249,882 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第28期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第28期事業年度 期首株式数	第28期事業年度 増加株式数	第28期事業年度 減少株式数	第28期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 3月28日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2017年 12月31日	2018年 3月29日
2018年 9月20日 取締役会	普通株式	980,000	100,000	2018年 6月30日	2018年 9月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 3月27日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2018年 12月31日	2019年 3月29日

第29期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第29期事業年度 期首株式数	第29期事業年度 増加株式数	第29期事業年度 減少株式数	第29期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 3月27日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2018年 12月31日	2019年 3月29日
2019年 9月24日 取締役会	普通株式	490,000	50,000	2019年 6月30日	2019年 9月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第28期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	第29期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料
1年内 5,005 千円	1年内 1,251 千円
1年超 1,251 千円	1年超 0 千円
合計 6,256 千円	合計 1,251 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第28期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	第29期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日
<p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありません。</p> <p>貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。</p> <p>未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p>

<p style="text-align: center;">第28期</p> <p style="text-align: center;">自 2018年 1月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 2018年 12月 31日</p>	<p style="text-align: center;">第29期</p> <p style="text-align: center;">自 2019年 1月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 2019年 12月 31日</p>
<p>①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理</p> <p>預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。</p> <p>貸付金は海外の関連会社に対するものであり、概ね3ヵ月程度と短期であり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。</p> <p>また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理</p> <p>外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p> <p>③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理</p> <p>余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>	<p>①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第28期（2018年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,662,090	1,662,090	—
(2) 貸付金	1,500,000	1,500,000	—
(3) 未収入金	236,713	236,713	—
(4) 未収委託者報酬	705,207	705,207	—
(5) 未収運用受託報酬	1,490,494	1,490,494	—
資産計	5,594,505	5,594,505	—
(1) 未払手数料	193,667	193,667	—
(2) その他未払金	1,777,995	1,777,995	—
(3) 長期未払金	632,083	633,721	△1,638
負債計	2,603,746	2,605,384	△1,638

第29期（2019年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,345,979	1,345,979	—
(2) 貸付金	1,010,000	1,010,000	—
(3) 未収入金	207,801	207,801	—
(4) 未収委託者報酬	639,271	639,271	—
(5) 未収運用受託報酬	1,013,562	1,013,562	—
資産計	4,216,615	4,216,615	—
(1) 未払手数料	181,987	181,987	—
(2) その他未払金	1,666,506	1,666,506	—
(3) 長期未払金	542,551	543,790	△1,239
負債計	2,391,045	2,392,284	△1,239

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

<p style="text-align: center;">第 28 期 2018 年 12 月 31 日現在</p>	<p style="text-align: center;">第 29 期 2019 年 12 月 31 日現在</p>
<p>資産</p> <p>(1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 貸付金 貸付金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(5) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>資産</p> <p>(1) 預金 同左</p> <p>(2) 貸付金 同左</p> <p>(3) 未収入金 同左</p> <p>(4) 未収委託者報酬 同左</p> <p>(5) 未収運用受託報酬 同左</p>
<p>負債</p> <p>(1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>負債</p> <p>(1) 未払手数料 同左</p>

<p>(2) その他未払金</p> <p>その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>(2) その他未払金</p> <p>同左</p>
<p>(3) 長期未払金</p> <p>長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。</p>	<p>(3) 長期未払金</p> <p>同左</p>

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第28期(2018年12月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	1,662,090	—
貸付金	1,500,000	—
未収入金	236,713	—
未収委託者報酬	705,207	—
未収運用受託報酬	1,490,494	—
合計	5,594,505	—

第29期(2019年12月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	1,345,979	—
貸付金	1,010,000	—
未収入金	207,801	—
未収委託者報酬	639,271	—
未収運用受託報酬	1,013,562	—
合計	4,216,615	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第28期(2018年12月31日現在)

該当事項はありません。

第29期(2019年12月31日現在)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第28期(2018年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	2,103	2,060	43
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	6,139	6,616	△476
合計	8,242	8,676	△433

第29期(2019年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第28期(自2018年1月1日至2018年12月31日)

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第29期(自2019年1月1日至2019年12月31日)

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

(退職給付関係)

第 28 期 自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日	第 29 期 自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日																																								
<p>1.採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p> <p>2.確定給付制度</p> <p>(1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">868,018 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">136,621 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>△99,355 千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>905,285 千円</u></td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>—</u></td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;"><u>905,285 千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>905,285 千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>905,285 千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>905,285 千円</u></td> </tr> </table>	期首における退職給付引当金	868,018 千円	退職給付費用	136,621 千円	退職給付の支払額	<u>△99,355 千円</u>	期末における退職給付引当金	<u>905,285 千円</u>	積立型制度の退職給付債務	—	年金資産	<u>—</u>	非積立型制度の退職給付債務	<u>905,285 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>905,285 千円</u>	退職給付引当金	<u>905,285 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>905,285 千円</u>	<p>1.採用している退職給付制度の概要</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>2.確定給付制度</p> <p>(1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">905,285 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">130,479 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>△195,453 千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>840,311 千円</u></td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>—</u></td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;"><u>840,311 千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>840,311 千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>840,311 千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>840,311 千円</u></td> </tr> </table>	期首における退職給付引当金	905,285 千円	退職給付費用	130,479 千円	退職給付の支払額	<u>△195,453 千円</u>	期末における退職給付引当金	<u>840,311 千円</u>	積立型制度の退職給付債務	—	年金資産	<u>—</u>	非積立型制度の退職給付債務	<u>840,311 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311 千円</u>	退職給付引当金	<u>840,311 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311 千円</u>
期首における退職給付引当金	868,018 千円																																								
退職給付費用	136,621 千円																																								
退職給付の支払額	<u>△99,355 千円</u>																																								
期末における退職給付引当金	<u>905,285 千円</u>																																								
積立型制度の退職給付債務	—																																								
年金資産	<u>—</u>																																								
非積立型制度の退職給付債務	<u>905,285 千円</u>																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>905,285 千円</u>																																								
退職給付引当金	<u>905,285 千円</u>																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>905,285 千円</u>																																								
期首における退職給付引当金	905,285 千円																																								
退職給付費用	130,479 千円																																								
退職給付の支払額	<u>△195,453 千円</u>																																								
期末における退職給付引当金	<u>840,311 千円</u>																																								
積立型制度の退職給付債務	—																																								
年金資産	<u>—</u>																																								
非積立型制度の退職給付債務	<u>840,311 千円</u>																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311 千円</u>																																								
退職給付引当金	<u>840,311 千円</u>																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311 千円</u>																																								

<hr/> <hr/> <p>(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 136,621 千円</p>	<hr/> <hr/> <p>(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 130,479 千円</p>
---	---

(税効果会計関係)

第 28 期 自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日	第 29 期 自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日																																																
<p>1. 繰延税金資産発生 の 主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">737,699</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">277,198</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金否認</td> <td style="text-align: right;">2,908</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">27,253</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">20,132</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,065,191</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">1,065,191</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">1,065,191</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,065,191</td> </tr> </table>	未払費用否認	737,699	退職給付引当金損金		算入限度超過額	277,198	役員退職慰労引当金否認	2,908	資産除去債務	27,253	その他	20,132		1,065,191	繰延税金資産小計	1,065,191	評価性引当額	-		-	繰延税金資産合計	1,065,191		1,065,191	<p>1. 繰延税金資産発生 の 主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">665,647</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">257,303</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金否認</td> <td style="text-align: right;">4,523</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">17,132</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,510</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">946,117</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">946,117</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">946,117</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">946,117</td> </tr> </table>	未払費用否認	665,647	退職給付引当金損金		算入限度超過額	257,303	役員退職慰労引当金否認	4,523	資産除去債務	17,132	その他	1,510		946,117	繰延税金資産小計	946,117	評価性引当額	-		-	繰延税金資産合計	946,117		946,117
未払費用否認	737,699																																																
退職給付引当金損金																																																	
算入限度超過額	277,198																																																
役員退職慰労引当金否認	2,908																																																
資産除去債務	27,253																																																
その他	20,132																																																
	1,065,191																																																
繰延税金資産小計	1,065,191																																																
評価性引当額	-																																																
	-																																																
繰延税金資産合計	1,065,191																																																
	1,065,191																																																
未払費用否認	665,647																																																
退職給付引当金損金																																																	
算入限度超過額	257,303																																																
役員退職慰労引当金否認	4,523																																																
資産除去債務	17,132																																																
その他	1,510																																																
	946,117																																																
繰延税金資産小計	946,117																																																
評価性引当額	-																																																
	-																																																
繰延税金資産合計	946,117																																																
	946,117																																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">30.9%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.3%</td> </tr> <tr> <td>過年度法人税等</td> <td style="text-align: right;">0.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△1.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">33.0%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">33.0%</td> </tr> </table>	法定実効税率	30.9%	(調整)		役員賞与等永久に損金		算入されない項目	3.3%	過年度法人税等	0.7%	その他	△1.9%		33.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">30.6%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.9%</td> </tr> <tr> <td>過年度法人税等</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">35.3%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">35.3%</td> </tr> </table>	法定実効税率	30.6%	(調整)		役員賞与等永久に損金		算入されない項目	4.9%	過年度法人税等	0.0%	その他	△0.3%		35.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.3%																
法定実効税率	30.9%																																																
(調整)																																																	
役員賞与等永久に損金																																																	
算入されない項目	3.3%																																																
過年度法人税等	0.7%																																																
その他	△1.9%																																																
	33.0%																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%																																																
法定実効税率	30.6%																																																
(調整)																																																	
役員賞与等永久に損金																																																	
算入されない項目	4.9%																																																
過年度法人税等	0.0%																																																
その他	△0.3%																																																
	35.3%																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.3%																																																

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

当初の使用見込期間を経過したため当会計期間中に再見積りを実施し、当初算定時と同じ使用見込期間及び割引率（10年間、1.4%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	第28期	第29期
	自 2018年1月1日	自 2019年1月1日
	至 2018年12月31日	至 2019年12月31日
期首残高	90,113	91,375
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
その他増減額（△は減少）	1,261	△35,422
期末残高	91,375	55,952

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第28期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンドサービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	3,095,865	5,855,881	2,482,190	276,901	11,710,839

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
8,161,026	3,549,812	11,710,839

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社 (※)	1,238,441	投資顧問業

(※) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

該当事項はありません。

第29期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンドサービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,711,007	3,914,289	1,939,468	276,788	8,841,553

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
6,158,330	2,683,223	8,841,553

（注） 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第28期（自2018年1月1日至2018年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株 会社	被所有 直接100%	当社への出資	剰余金の配当	1,960,000	-	-
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株 会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費(役員および従業員の賞与の負担金) (注1)	61,184	未払金(その他未払金) 長期未払金	182,425 182,672

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金 管理業	-	余資の貸付等	資金の回収 (注6) 資金の貸付 (注6)	5,520,000 5,520,000	貸付金	1,500,000

							受取利息	934	未収入金	198
兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベ ストメント・マネー メント・リミテッド	イギリス、 ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託契約 の再委任等	運用受託報酬の 受取 (注7)	74,427	未収運用 受託報酬	6,665
							サービス提供業 務報酬の受取 (注 8)	313,078	未収入金	45,986
							情報提供業務報 酬の受取 (注9)	159,464		
							役務提供業務の 対価の受取 (注9)	69,370		
							運用再委託報酬 の支払 (注7)	1,865,835	未払金(その 他未払金)	123,105
							一般管理費 (諸経費) の支払 (注9)	330,481		
兄弟会社 (注4)	シュローダー・インベ ストメント・マネー メント・(シンガポ ール)・リミテッド	シンガポール	50.7 百万 シンガポ ールドル	投資 運用業	-	運用受託契約 の再委任、業 務委託等	運用受託報酬の 受取 (注7)	67,415	未収運用 受託報酬	6,089
							サービス提供業 務報酬の受取 (注 8)	232,131	未収入金	22,662

							役員提供業務の 対価の受取 (注9)	11,123		
							運用再委託報酬 の支払 (注7)	21,934	未払金(その 他未払金)	109,182
							一般管理費(諸経 費)の支払 (注9)	880,811		
兄弟会社 の子会社 (注5)	シュローダー・インベルクセンブル ストメント・マネージク メント (ヨーロッ パ)・エス・エー	12.8 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託契約 の再委任等	運用受託報酬の 受取 (注7)	2,029,159	未収運用 受託報酬	132,117	
						サービス提供業 務報酬の受取 (注 8)	1,334,923	未収入金	91,383	
						運用再委託報酬 の支払 (注7)	118,866	未払金(その 他未払金)	9,529	

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の100%を保有しております。

(注6) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注7) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により

決定しております。

(注8) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

(注9) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（最終親会社、ロンドン証券取引所に上場）

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（親会社、非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第29期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株 会社	被所有 直接100%	当社への 出資	剰余金の配当	1,470,000	-	-
最終 親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株 会社	被所有 間接100%	当社の 最終 親会社	一般管理費(役員 および従業員の 賞与の負担金) (注1)	71,267	未払金 (その他 未払金)	119,523
									長期 未払金	135,141

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金 管理業	-	余資の 貸付等	資金の回収 (注6) 資金の貸付 (注6)	4,530,000 4,040,000	貸付金	1,010,000

							受取利息	463	未収入金	24
兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬の 受取 (注7)	67,947	未収運用 受託報酬	9,713
							サービス提供業 務報酬 の受取 (注8)	305,298	未収入金	55,332
							情報提供業務報 酬の受取 (注9)	159,053		
							役務提供業務の 対価の受取 (注9)	63,840		
							運用再委託報酬 の支払 (注7)	1,092,097	未払金 (その他 未払金)	129,496
							一般管理費 (諸経費) の支払 (注9)	356,723		
兄弟会社 (注4)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	シンガポール	50.7 百万 シンガポ ールドル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務 委託等	運用受託報酬の 受取 (注7)	61,401	未収運用 受託報酬	5,295
							サービス提供業 務報酬 の受取	180,139	未収入金	12,277

							(注8)			
							役務提供業務の 対価の受取 (注9)	10,786		
							運用再委託報酬 の支払 (注7)	17,780	未払金 (その他 未払金)	76,016
							一般管理費(諸経 費)の支払 (注9)	717,726		
兄弟 会社の 子会社(注 5)	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エー		14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬の 受取(注7)	1,419,530	未収運用 受託報酬	110,631
							サービス提供業 務報酬 の受取 (注8)	1,081,204	未収入金	82,042
									未払金 (その他 未払金)	7,653

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネー

ジメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の100%を保有しております。

(注6) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注7) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注8) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

(注9) 情報提供業務・役員提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第28期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日		第29期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	
1株当たり純資産額	297,410円60銭	1株当たり純資産額	225,676円03銭
1株当たり当期純利益	180,585円91銭	1株当たり当期純利益	78,221円18銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	1,769,741千円	損益計算書上の当期純利益	766,567千円
普通株式に係る当期純利益	1,769,741千円	普通株式に係る当期純利益	766,567千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2020年4月27日

作成基準日 2020年3月13日

本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

お問い合わせ先 コンプライアンス部

独立監査人の監査報告書

令和2年3月13日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の令和元年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。